

京丹後市乳児等通園支援事業実施条例（案）の概要

1 趣旨

国が普段保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満のこどもを対象に、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として「乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）」を創設し、令和8年4月1日から全国で実施されます。

京丹後市においても、全てのこどもの育ちと子育て家庭の支援を目的に、市内の未就園児等を対象として、公私のこども園・保育所において、令和8年4月1日から本事業の実施を予定しています。

本事業の実施に当たっては、国の「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」をもとに市で条例を定め、その基準に照らして事業者の認可を行う必要があることから、「京丹後市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を令和7年12月議会に上程し、12月19日に可決され、同日に施行されました。

本市においては、私立のこども園等のほか、公立のこども園等でも本事業を実施する予定としており、実施施設、利用時間、利用料のほか、公立施設で実施するに当たり必要な事項を定めた条例を制定する必要があることから、令和8年3月議会への上程を予定しています。

2 事業の目的及び効果

本市において、就労要件によって保育所等に通っていないこどもが一定数存在する中、就労要件を問わずに保育所等が利用できる保育サービスを提供することで、集団生活を通したこどもの発達促進のほか、育児相談及び子育て関連情報の提供等による保護者のサポートにつながります。

既存の通園事業とあわせて本事業を実施することにより、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援の強化を図ります。

3 条例の考え方

本市の公立園所において、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を規定した条例を制定するものです。

実施施設については、「京丹後市立幼保連携型認定こども園条例」に定める6つの認定こども園及び「京丹後市立保育所条例」に定める保育所のうち京丹後市立大宮北保育所の計7施設としています。

利用対象者、利用時間、利用料等については、国が示す基準をもとに設定しています。

4 施行期日について

令和8年4月1日から施行します。